

# コンテンツ流通の促進方策に 関する一私見

---

2008年6月25日  
弁護士 前田哲男

# 流通促進の必要性①

---

- 既に製作されているコンテンツは、広く鑑賞できるようにすることが、社会厚生上望ましい。
- コンテンツの製作に投資ないし参加した(利用に賛成の)権利者の経済的利益を保護する必要。
- (利用に賛成の)権利者等の、作品として残したい気持ちも尊重に値する。
- 他方、利用に同意しない権利者に保護されるべき利益があることもあるが、それは絶対ではなく、上記の各利益との調和のもとで実現されるべき。

# 流通促進の必要性②

---

- 劇場用映画
  - 著29条による権利の集約
  - 実演家について、ワンチャンス主義
  - 音楽の著作物について管理事業者の存在
  - 原作、脚本について
- 音楽レコード
  - 実演家の著作隣接権の契約によるレコード製作者への一本化
  - 音楽の著作物について管理事業者の存在
- (局製作の)テレビ番組
  - ワンチャンス主義が適用されない
  - 権利処理の複雑さの一要因

# 集中管理による解決が可能か？

---

- 現行の許諾権を前提としつつ、運用によって合理的な解決をはかろうとすることは、実務の知恵として高く評価されるべき
- しかし、アウトサイダーの問題が残る
  1. アウトサイダーが利用に反対する場合
  2. 所在不明・連絡不能のアウトサイダー
  3. そもそも誰が権利者か、わからない

# ネット利用に関する(実演家等の)許諾権を一律になくすことが適切か？

---

- ネット流通を促進するため、権利の一元化をはかるべきであるという趣旨は理解できる
- しかし、問題点がある。
  1. 例えば、音楽コンサート中継番組や、歌舞伎の襲名披露舞台中継番組を想定すると、その音楽アーティストや歌舞伎役者からネット利用に関する許諾権を奪うことは適切か？
  2. 実演家の権利をあまり強く制約しすぎると、出演時にネット利用を制限する契約が広がり、かえって、ネット利用に困難をきたさないか？

# 実演家の権利に何らかの制約を課すことに合理性がある場合

---

- コンテンツの製作過程に、多数の実演家が製作者との契約に基づき参加している場合において、
- 実演家の一部の人の利用拒否や、所在不明等により、他の権利者の意に反してコンテンツ全体の利用が不可となってしまうことには問題がある。
  - ← 市場原理による合理的解決が期待できない

# 契約解釈による解決の可能性

---

- 特に規定を設けなくても、コンテンツ製作に参加する契約の解釈として、特段の事由がない限り、完成したコンテンツの利用については、「相当な対価」で許諾し、利用自体には反対しないのが当事者の合理的意思であるともいえる。
- 契約書にその旨の明記があれば問題はないが、必ずしもそれを期待できない
- 契約解釈に関する裁判所の判断を事前かつ安定的に予測することは困難
- そこで、何らかの規定が必要

## どのような規定が考えられるか？

---

- 「共同実演」ではないにしても、共有著作権に関する著65条3項が想定している状況に似た利益状況がある。
- 「正当な理由」がない限り、利用自体には反対できない(相当な対価を受領することはできる)とすることが合理的。
- 相当な対価は、集中管理団体がある場合には、その徴収額が参考になる。



# 「正当な理由」

---

- 不確定概念にならざるを得ないが、だからこそ柔軟な解決が可能
- 最終的には裁判所によって判断されるにしても、ガイドラインが必要 → 関係者間の協議

(例)

1. 音楽コンサート中継番組や歌舞伎の襲名披露舞台中継番組の場合、その音楽アーティストや歌舞伎役者の意向が優先されるだろう。
2. 他方、テレビドラマにおいて、主要な実演家が全員利用に同意している状況のもと、必ずしも中心的な役割を果たしているとはいえない実演家が利用に反対するには、高いハードルを課すべき

# 条約上の問題があるか

---

- 共同実演については、既に「正当な理由がない限り合意の成立を妨げることができない」(著65条3項, 103条)
- 多くの場合、当事者の合理的な意思にも合致する。
- 実質的に考えても、スリーステップテストを満たす。
  - 特別の場合・・・限定された場合であり、正当化根拠がある。
  - 通常の利用を妨げない
    - ・・・もともと実演家が単独で当該実演を利用することができないから、通常の利用を妨げない
  - 権利者の正当な利益を不当に害しない
    - ・・・相当な対価が発生すべき場合には、それを受領できる

# 権利者不明の場合①

---

- 著作権に関する権利者不明の裁定制度（著67条）を実演家に広げたとしても、「裁定」という行政庁の判断を必要とする以上、実務の要求する迅速さは、困難ではないか。
- 利用者が一定要件を満たす場合には、少なくとも不明権利者（所在不明者・連絡不能者を含む）から異議申立があるまでの利用は「侵害」ではないとするべき。
- 一定要件を満たしているかどうかは、事後的に判断される。

一定要件を満たしていないと事後的に判断されると、利用者は侵害責任を負う。その意味でのリスクは利用者が負う。

## 権利者不明の場合②

---

- 一定要件とは
  - 公表されたコンテンツであること
  - その製作過程に参加していること
  - 権利者の不明その他の理由により、一定の努力を払っても権利者と連絡がとれないこと
  - (
    - 利用に反対できる正当な理由があると判断できる事情が存在しないこと)
    - 利用に当たっての表示義務の履行
    - 一定のポータルへの情報提供の履行  
(当該ポータルで利用事実を検索可能にする。  
一種の公示))

# 一定要件に供託・預託を含めるべきか

## □ A案

利用者側が倒産・所在不明等になるリスクがあることから、利用者が相当と考える使用料相当額を、利用時に供託等することを義務づける(後日、金額の多寡について争いになれば、差額分を調整)

## □ B案

- ・ この制度による利用者を当該コンテンツ著作権者に限定することで、著作権を担保として考え、供託等を義務づけない

← 使用料請求者が現れることは、現実問題として稀

※いずれの案でも、後日現れた権利者と利用者との間で金額について争いになれば、事後的に裁判所の非訟手続または何らかの裁定手続により決定



# 実演家の権利以外の問題

---

- インタビューに応じている人の発言内容等  
(著作物)
- その肖像権
- 写り込み
- 商標権？ 意匠権？ パブリシティ権？

# インタビューに応じている人の発言内容等

---

- 「正当な理由がない限り」反対できないとするべきか
- 不明権利者の場合の措置は、この場合にも適用されるべき

# 肖像権

---

- 肖像権と著作権・著作隣接権の違い
- 著作物や実演は、権利制限規定に該当しない限り、無許諾利用は違法となるのに対し、肖像は、「みだりに」(正当な理由なく)利用した場合のみ、違法となる。
- 「みだりに」の解釈によって対応可能ではないか。
- テレビ番組に同意に基づき出演した人物の肖像を、当該テレビ番組をそのままネット配信することにより利用する場合、反対の意思が表明されておらず、他に特段の事由もない場合には、「みだりに」に当たらないと解釈することも可能



# 商標権、意匠権、パブリシティ権？

---

- 商標権侵害になる場合があるか  
(商標としての使用に当たるか)
- 意匠権侵害になる場合があるか  
(意匠の実施＝意匠に係る物品の製造・使用・譲渡等に当たるか)
- 実演の著作隣接権・肖像権とは別に、パブリシティ権侵害になる場合があるか。  
(専ら著名人の顧客吸引力に着目しその経済的利益ないし価値を利用する行為に当たるか。逆に、それに当たる場合に、パブリシティ権者が利用に反対できないとすべきか。)



# 写り込み

---

- 二次利用に際しての問題か？
- 写り込み問題は、一次利用の場合も含めて解決されるべき問題であって、コンテンツの二次利用促進の問題とは切り離して議論されるべきではないか。

# 結論

---

- 一つのコンテンツの製作過程に、製作者との何らかの契約を締結して、自由な意思によりその製作に「参加」している人が多数存在する場合 において、
- その人は、「**正当な理由がない限り**」当該コンテンツの利用に反対できないとの規定を設けるべき
  - その人が不明の場合、一定要件を満たすことにより、**コンテンツの利用が違法・侵害ではない**とすべき
  - 以上は著作権法の改正によって実現すべき